

# (案)

(委託業務／長期業務用／複数年契約用)

## 契 約 書

業務名

---

上記業務の委託について、委託者公益財団法人札幌市芸術文化財団(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

**第1条** 乙は、別紙仕様書の定めるところにより 業務(以下「業務」という。)を行なうものとする。

(委託期間)

**第2条** この契約による業務の委託期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、甲は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算について削減又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

(契約金額)

**第3条** 契約金額の本体価格は、金 円とし、支払金額は本体価格に消費税及び地方消費税額を加えた金額とする。

2 前項の消費税及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき計算した額とする。

3 甲は、契約の履行に際して、業務の一部を履行しないものがある場合には、前項の金額から業務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

(契約金の支払)

**第4条** 甲は、業務の成果について第8条により検査を実施し、その結果当該検査に合格したときは、第3条に定める金額を別表に基づき乙からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、乙が甲に損害を与えたときは、甲乙協議成立までの間、前項に定める契約金の支払を保留する。

(賃金等の変動に伴う契約金額の変更)

**第5条** 契約期間内に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により、賃金又は物価に著しい変動を生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、甲乙協議のうえ契約金額を変更することができる。

(契約保証金)

**第6条** 乙はこの契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、甲が公益財団法人札幌市芸術文化財団契約規程第23条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(契約保証金の返還)

**第7条** 甲は、乙が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(検査)

**第8条** 甲は、契約の適正な履行を確保するため、別表に定める各月の期間ごとの業務の成果がこの契約の各条項に適合しているか否かを検査しなければならない。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、甲から業務の補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(監督)

**第9条** 甲は、適正な業務の遂行を図るため、乙に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。

2 乙は、前項の規定による甲の監督を受け、甲から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(甲に対する損害賠償)

**第10条** 乙は、業務の遂行において、乙の責に帰すべき事由より甲に損害を与えた場合には、甲の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

**第11条** 乙は、業務の遂行において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

**第12条** 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められる場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な事由なくして契約を履行しないとき
- (2) 乙の業務成績が著しく不良、又は乙が受託者として不相当であると認めたとき
- (3) 乙が契約の締結又は履行に当たり不正な行為があったとき
- (4) 乙が契約の履行に当たり正当な事由がなく、甲の検査又は監督職員等の指示に従わないとき
- (5) 乙の故意又は重大な過失により不正行為があったとき
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、乙が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損額を加える目的をもつ

て、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(7) 前各号に掲げるもののほか契約条件に違反すると認められるとき

2 前項の規定により契約が解除された場合に乙に損害が生じることがあっても、乙は、甲に対してその損害を請求することができない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。

4 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金が納付されている時は、甲は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(従業員に対する責任)

**第13条** 乙は、業務に従事する従業員に対して、使用者として各種労働関係法令を遵守し、経験、技能、責任などに応じた適切な水準の賃金を支払い、雇用環境の維持向上に努めなければならない。

(権利又は義務の譲渡禁止)

**第14条** 乙は、この契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託等の禁止)

**第15条** 乙は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務の性質上特に甲がやむをえないと認めた場合は、この限りでない。

(施設等の利用)

**第16条** 乙は、甲の承認を得て甲の所有する詰所、電気、水道、温水、電話等を使用することができる。

(用具及び消耗品の負担)

**第17条** 第1条に定める義務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、特に甲が定めるものを除くほか乙の負担とする。

(秘密の保持)

**第18条** 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協議)

**第19条** この契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙双方協議のうえこれを決定する。

(裁判管轄)

**第20条** この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(遵守事項)

**第21条** 前各条のほか、この契約の履行については、甲乙ともに公益財団法人札幌市芸術文化財団の

契約規程及び関係法令を誠実に遵守する。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を所持する。

年 月 日

甲 札幌市南区芸術の森2丁目75番地  
公益財団法人 札幌市芸術文化財団  
理事長

乙

## 別表

名 称		支 払 金 額
	年 4 月分	円
	年 5 月分	円
	年 6 月分	円
	年 7 月分	円
	年 8 月分	円
	年 9 月分	円
	年 10 月分	円
	年 11 月分	円
	年 12 月分	円
	年 1 月分	円
	年 2 月分	円
	年 3 月分	円
	平成 年度 合 計	円
	年 4 月分	円
	年 5 月分	円
	年 6 月分	円
	年 7 月分	円
	年 8 月分	円
	年 9 月分	円
	年 10 月分	円
	年 11 月分	円
	年 12 月分	円
	年 1 月分	円
	年 2 月分	円
	年 3 月分	円
	平成 年度 合 計	円

## ※支払金額について

本表における支払金額は、本体価格に消費税及び地方消費税額を加えた金額であり、税率が改正された場合には、その税率を適用し計算した額を支払金額とする。